

## 新型コロナウイルス感染症に関する意見書

政府は、新型コロナウイルス感染症対策として、医療提供体制の確保や治療薬・ワクチン関連、生活困窮者支援などを柱とする今年度第二次補正予算を閣議決定し、状況を踏まえながら対策を進めています。

また、東京都は、二十三区の飲食店などに対する営業時間の短縮要請を九月十五日で終了しました。感染収束が見通せない状況の中で、区民生活への影響も長期化することは避けられないと考えます。今後、インフルエンザの流行期に備え感染症拡大防止対策を進めていくことが求められております。

一方で、経済活動においても依然として大変厳しい状況であり、感染症拡大防止対策と経済活動の両立に向け更なる支援策が求められていると考えます。

よって、左記事項の取り組みを強く要望します。

### 記

- 一、地域医療を支えるための支援体制を強化すること。
- 二、医療機関のPCR検査参入基準の緩和を見直すとともに、感染症防止対策に関する物品の購入の支援を検討すること。
- 三、保育施設で業務に従事されている方への慰労金の支給を検討すること。
- 四、「新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドライン等」に基づく対策実行支援事業」について、小規模店舗での感染防止の取り組みのため、単価十万円未満の物品等も支援の対象とし、期間の延長も検討すること。
- 五、中小零細企業向けに、オンライン環境を十分活用できるよう支援体制を強化すること。
- 六、雇用支援体制を強化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により、中央区議会の総意をもって意見書を提出します。

令和二年十月十五日

東京都中央区議会議長

押田 まり子

東京都知事 あて